

# 年末年始の業務案内

施設名・電話番号	12月						1月				
	26日 (火)	27日 (水)	28日 (木)	29日 (金)	30日 (土)	31日 (日)	1日 (祝)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)
幸手市役所 ☎(43)1111			出生届や死亡届など急を要するものは日直室で受付								
天神の湯(ウェルス幸手内) ☎(42)8435			12月28日は設備メンテナンスのため休館します。								
桜泉園 ☎(48)0331・FAX(48)2226 年末年始は、ごみ量の増加が見込まれるため、ルートを変更して回収する場合があります。決められた集積所に午前8時30分までに出してください。	ごみ収集										
	し尿										
	直接持込										
中央公民館・東公民館・西公民館・南公民館・北公民館(各地区市民センター含む) 中央公民館 (42)5156・FAX(42)5800											
図書館本館 ☎(42)0169・FAX(44)0536	休館中はブックポストから返却できます。ただし、CD・紙芝居は破損の恐れがあるため、ブックポストの利用はご遠慮ください。										
図書館香日向分館 ☎・FAX(42)8877											
アスカル幸手 ☎(48)0048・FAX(48)2828											
ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250・FAX(48)0865	12月18日～2月28日は休場										
総合公園陸上グラウンド(トラックのみ) ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250											
総合公園テニスコート 上吉羽中央公園テニスコート ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250 海洋センター ☎(48)0220	12月26日および1月2日は午後5時以降は使用できません(午前9時から午後5時までは使用可)。なお、1月2日から受付窓口が海洋センターに変更になります。										
神扇グラウンド ひばりヶ丘球場 ☎(48)2250											
千塚西公園(テニスコート・球場) 指定管理者ユニシア ☎(53)5510・FAX(48)5178	12月29日～1月3日の鍵の開閉および使用料の領収は、指定管理者ユニシアが行います。事前予約の上、直接現地へお越しください。										
神扇公園テニスコート ☎(48)1169											
海洋センター ☎(48)0220・FAX(48)5178											
武道館 ☎・FAX(43)0190											
市営釣場神扇池 ☎・FAX(48)2604											
デマンド交通 市民協働課 ☎(43)1111 内線173			1月5日～11日の予約については、4日から受け付けます。								
コミュニティセンター ☎(43)9390・FAX(43)9391											
勤労福祉会館 ☎・FAX(43)6455											
幸手市ふるさとハローワーク ☎(43)8609											
児童館 ☎・FAX(43)5521											
老人福祉センター ☎・FAX(47)1126											
東地域包括支援センター (53)6151											
西地域包括支援センター (40)3443											
メモリアルトネ (65)8234	12月31日、1月1日、2日はお休みですが、午前8時30分から午後5時まで、予約申込みは可能です。										
水道のトラブル	緊急の水道トラブルについては、市水道指定工事事業者に修理を依頼してください。修理費用は自己負担になります。 ※市水道指定工事事業者については、市ホームページ( <a href="http://www.city.satte.lg.jp/">http://www.city.satte.lg.jp/</a> )内の水道管理課「水道がこわれたら」を参照、または、お問い合わせください。										
水道管理課 (48)0050・FAX(48)0120											

※1月4日(木)以降は通常業務になります。

= お休み(上記以外の施設については市役所と同じ)

「人権それは愛」

# 女性の人権を守る

## 女性に対するDVのない社会に向けて

日本国憲法には、性別によつて差別されない、男女平等の理念が明記されています。しかし、配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力(ドメスティック・バイオレンス＝DV)が後を絶たず、男性に対するものに比べ、女性の被害がはるかに多く発生しています。

DVには、相手を支配し服従させるために振るう暴力などがあり、身体的、精神的、経済的、性的な暴力や社会的隔離などが挙げられ、これらの暴力が複雑に絡み合い、繰り返し起きている場合が少なくありません。

警察庁が発表する配偶者などからの身体に対する暴力および生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談などを受理した件数では、平成28年は全国で69908件あり、配偶

者暴力防止法の施行された平成13年以降で最も多く、その中で、85%が女性からの被害相談となっています。

女性が社会のさまざまな分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力はあつてはなりません。女性に対する暴力は、決して許されるものではないと誰もが当たり前のことと思えることが重要ではないでしょうか。



国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日～10日を人権週間と定めています。

県では、毎年12月4日～10日を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

「みんなで築こう 人権の世紀」 - 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 -

### 人権相談所開設のお知らせ

とき 12月14日(木)午前10時～午後3時  
ところ 市役所第二庁舎2階第1会議室  
相談担当者 人権擁護委員

内容 ・虐待やいじめなどの子どもの人権  
・離婚などの家庭内のもめごと  
・騒音やいやがらせなどの近隣とのトラブル  
・同和問題  
・職場における男女差別の相談など

この相談日のほか、市では毎月第2木曜日、さいたま地方法務局久喜支局[久喜市本町4丁目5番28号(21)0215]では毎週月曜・木曜日(午前9時～午後4時)にも、随時ご相談をお受けしていますのでご利用ください。  
問合せ 人権推進課 (43)1111 内線 162・FAX(44)0257

### 社会保険料控除の所得申告参考資料の郵送

平成29年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料は、平成29年分の所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。平成30年1月下旬に「所得申告参考資料」を郵送しますので、ご利用ください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の人のみ郵送します。特別徴収(年金天引きによる納付)の人は、平成30年1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金の源泉徴収票」をご利用ください。

問合せ ○国民健康保険税について  
納税課 (43)1111 内線 152・FAX(43)1125  
○介護保険料について  
介護福祉課 (42)8444・FAX(43)5600  
○後期高齢者医療保険料について  
保険年金課 (43)1111 内線 147・FAX(43)1125  
※公的年金の源泉徴収票について  
ねんきんダイヤル 0570(05)1165

### 障害者控除対象者認定書の交付

要介護認定を受けている人は、申請をすることで「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

この認定書は、所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、本人またはその扶養者の申告資料としてご利用ください。

受付 平成30年1月4日(木)から  
対象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人  
※身体障害者手帳などを取得している人を除く  
申請 申請書に必要事項を記入・押印の上、直接介護福祉課へ  
※申請書は介護福祉課で配布  
※所得税、市・県民税が非課税の人は申請不要

問合せ 介護福祉課 (42)8444・FAX(43)5600